

議第 28 号

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例

下呂市市営住宅条例（平成16年下呂市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
高畑団地の項～小川住宅の項（略）			高畑団地の項～小川住宅の項（略）		
			御滝団地	下呂市金山町金山 2854番地	4
相原団地の項～白山団地の項（略）			相原団地の項～白山団地の項（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 別表中、「御滝団地」に関する規定を削ります。

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

